

入園（農園利用）契約書

〔契約の目的〕

第1条 この契約書は、農園開設者（株）JA ファーム福岡（以下「甲」という。）が開設し福岡市農業協同組合が管理するJAふれあい農園・●●ファームにおいて、入園者（以下「乙」という。）が楽しく作物栽培を行い、また円滑な管理がなされるための基本的な事項を定めるものとします。

〔対象農地〕

第2条 本契約の対象となる農地（以下「対象農地」という。）の位置および使用する区画は、別紙のとおりとします。

〔農作業の実施等〕

第3条 農園の経営は甲が行い、乙は、本農地の割り付けられた区画内において農作業を行います。

- 2 乙は、農作業の実施に関し、甲または管理者の指示があったときは、これに従わなければならないものとします。
- 3 乙は、対象農地において農作物を収穫し、収穫物は甲に帰属しますが、乙に対しこれを入園対価として配付することとします。

〔入園料〕

第4条 乙が甲に支払う入園料金は年_____円（1区画）とします。

- 2 料金の支払いにあたっては、乙はJA福岡市に貯金口座を開設し、その口座から口座振替により支払うものとします。

〔契約期間〕

第5条 本契約の期間は1年以内とし、平成23年3月31日までとします。

〔契約の解除〕

第6条 次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができるものとします。

- (1) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- (2) 乙が契約に違反したとき。
- (3) 乙が別定の遵守事項に違反したとき。
- (4) 農地の転用等、止むを得ない事情によるとき。

〔原状復帰〕

第7条 契約が解除されたときには、乙は使用した区画を契約当初の状態にして甲に引き渡すものとします。

〔料金の不還付〕

第8条 契約が解除されたときには、乙がすでに納めた料金は還付しないものとします。ただし、次の各号に該当するときは、甲はその一部または全部を還付することができるものとします。

- (1) 乙の責めに帰すべきでない理由により農作業ができなくなったとき。
- (2) その他、甲が相当の理由があると認めたとき。

〔その他〕

第9条 本契約書に規定されていない事項については、甲および乙が協議して定めるものとします。

平成 23 年 月 日

甲 住所 福岡市西区今宿青木 251-1

(株)JA ファーム福岡

氏名 代表取締役社長 倉光 一雄 印

乙 住所 _____

氏名 _____ 印

管理者 福岡市中央区天神 4 丁目 9-1
福岡市農業協同組合